

## 宅地造成等規制法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令案要綱

### 第一 宅地造成等規制法施行令の一部改正

一 地盤について講ずる措置に関する技術的基準として、一定の厚さの層に分けて土を盛るごとに、ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等を設置することを追加するものとする事。 (第五条関係)

二 排水施設の設置に関する技術的基準として、地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地下水を排除するための排水施設を設置することを追加するものとする事。 (第十三条関係)

三 都道府県知事に届け出なければならぬ宅地造成工事規制区域内の宅地における工事として、地下水を排除するための排水施設の全部又は一部の除却の工事を追加するものとする事。 (第十八条関係)

### 第二 都市計画法施行令の一部改正

開発許可の基準として、第一の一及び二と同様の基準を追加するものとする。 (第二十八条関係)

### 第三 附則

一 この政令は、平成十九年四月一日から施行するものとする。 (附則第一項関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。 (附則第二項から第四項まで関係)